

ノオヤなどいひ繼父母をばマ、と云ひけり、真間の字を用ゆる也、誠には隔てある事を云ひしなるべし、庶母をもマ、と云ひし事、日本紀に見えたり、

〔物類稱呼一倫〕父ち、大和にてあんのうと稱す、播磨邊より西國にてて、らと云、長崎にてち

やんと云、肥前佐賀にて別當といふ、越前にての、といふ、父をて、と稱し、と、を呼ぶは、諸國の通稱也、萬葉及宇治拾遺等にて、と見えたり、ど、は稗文に、爹爹と書侍るもあれど、といひ

と、といふは、父の轉語なるべし、又上總にて、祖母を崇めての、と稱し、越前にて、父をの、と呼は、極老の剃髮せしなどをの、といひならはしたる物ならん、小兒に對して、如來を如々と略語

し、如々轉じての、となりたる物か、但し古代よりの詞なる歟を知らず、母は、西國にてか、といふ、長崎にてあひいと云、阿妣なるべし、肥の佐賀にてはあうぼうと

云、阿母といふ出羽にてだ、といふ、山崎垂加翁云、俗人の母を稱して、袋といふは、胞胎の義によると云々、又母といひか、といふ

は諸國の通稱歟、京にて兒童はハワサンと呼び、年長じては、母者人と稱す、東國にてはか、さんといふ、略、父といひ、母とよぶは、もとより通稱にして、それより轉じたる詞も、國々多かるべし、

〔續日本紀二十六六〕天平神護元年十一月辛巳、詔曰、必人父多我、可母多我、可親在天、成物、仁在、然王、多知

藤原朝臣等、方止、朕親仁、在我、故仁、黑紀白紀、乃御酒賜御手物賜止、方久宣、

〔萬葉集二十〕天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌、

知知波波母、波奈爾母、我毛夜、久佐麻久良、多妣波由久、等母佐々己、氏由加牟、

右一首、佐野郡丈部黑當、

〔萬葉集三雜歌〕山上臣憶良罷宴歌一首、